

令和3年10月26日

消費者庁などの公的機関の名称をかたり、架空の「和解金」などの交付を持ち掛けて金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

令和2年4月以降、「消費者庁」、「国民生活センター」、「内閣特別対策本部」などをかたり、消費者にメールやショートメッセージを送信して指定のウェブサイトへ誘導し、架空の「和解金」などの交付を持ち掛け、「書類作成費用」などの名目で金銭を支払わせる事業者に関する相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、公的機関などの名称をかたる事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（消費者を欺く行為、消費者を威迫して困惑させる行為）をしていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 不正に使用された名称

今回の注意喚起の対象である、公的機関又は公的機関であるとの印象を与える名称をかたる事業者（以下「本件事業者」といいます。）に不正に使用された名称は下表のとおりであり、本件事業者の実体はいずれも不明です。

不正に使用された名称	所在地
「消費者庁」 「国民生活センター」 「内閣特別対策本部」 「国民生活相談センター」 「国立金融公庫ペイメントサービス」 「独立機構日本生活安全センター特殊詐欺対策班」 「国民生活保護財団法人」	いずれも不詳

注 「消費者庁」をかたる事業者と国の機関である消費者庁、「国民生活センター」をかたる事業者と独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」といいます。）とは関係がありません。

また、「内閣特別対策本部」、「国民生活相談センター」、「国立金融公庫ペイメントサービス」、「独立機構日本生活安全センター特殊詐欺対策班」、「国民生活保護財団法人」という公的機関は存在しません。

2. 具体的な事例の概要

本件事業者が消費者に金銭を支払わせる典型的な手口は、次のとおりです。

- (1) 公的機関などの名称で消費者にメールやショートメッセージを送信して指定のウェブサイトへ誘導し、「和解金」などを受け取れるとかたるメッセージを表示します。
ア 本件事業者は、消費者に対し、

「国民生活センター□□です。《示談金〇億〇万円》受け渡しの件でご連絡をさせて頂きました。」

「内閣特別対策本部 △△様より重要なお知らせ」
などといったメールやショートメッセージを送信します（別紙1）。

イ 消費者が、上記アのメールなどに記載されたリンクをクリックすると、メッセージのやり取りができる指定のウェブサイト（出会い系サイトなど）に接続し、そのウェブサイト上で、

「国民生活相談センターの□□と申します。〇〇様が過去にご利用されたサイトは行政機関のお調べにより“詐欺サイト”であることが発覚致しました。」

「以前、あなた様にご利用されたサイトが先日摘発され、それに伴い『和解金』をお渡しさせて頂くことが消費者庁の規定により決まりました。」

「今回対象になっている被害者様には『和解金』として〇億〇万円をお渡しさせて頂く運びとなっておりますので下記より速やかにお受け取り下さい。」
などと、過去の詐欺被害の「和解金」などを受け取ることができるというメッセージが表示されます（別紙2）。

(2) 問い合わせしてきた消費者に対し、「和解金」などを受け取るための「書類作成費用」などの名目で電子マネーを購入させるなど、次々と金銭の支払いを要求します。

上記(1)イのウェブサイト上のメッセージを見て、公的機関などからの連絡であると誤認した消費者は、「和解金」などが受け取れるとする経緯について、上記(1)イのウェブサイトを通じて問い合わせます。

すると、本件事業者は、「和解金」などの受取には「書類作成費用」などが必要であるとしたり、消費者に対し、電子マネーを購入して電子マネーのIDを伝えることにより金銭を支払うよう連絡してきます。

消費者が一度支払に応じてしまうと、その後も次々と支払を要求され、また、最初は数千円だったものが、回を重ねると数万円を要求してくるようになります。

しかしながら、消費者がいくら「書類作成費用」などを支払っても、「和解金」などを受け取れることはありません。

(3) 消費者がメッセージを無視したり金銭を支払わなかったりすると、「罰則を科せられる」などの消費者を脅かすようなメッセージを送信します。

上記(1)イのウェブサイト上のメッセージを見て、不審に思いメッセージを無視した消費者や、要求どおりに金銭を支払わない消費者には、このサイトを介して、

「和解金〇億〇万円の給付に応募・合意の上でお手続きを進行された時点でご自身の勝手な判断による破棄・放置・無視といった行為はいずれも政府に認められておりませんので確実に社会的制裁を含む重い罰則を科せられることとなります。」

「勿論クレジットカードの契約や賃貸契約も新規で行うことが困難となり、現在お住まいの賃貸などの契約も継続できず強制退去となりかねません。これは犯罪者として刑務所に入った者と同じ扱いです。」（別紙3）

などと、手続を継続、つまり金銭を支払わなければ罰則を科せられるなどといった、消費者を脅迫する長文のメッセージを送信してきます。

3. 消費者庁が確認した事実

本件事業者は、メールなどにより消費者を指定のウェブサイトに誘導し、このサイトにおいて、過去の詐欺被害の「和解金」などを受け取ることができるのかのようにかたり、問い合わせしてきた消費者に対し、「和解金」受取のための「書類作成費用」などの名目で金銭を要求していました。（消費者を欺く行為）

これらを信用した消費者が、電子マネーを購入してしまう金銭被害が発生しています。

また、不審に思いメッセージを無視した消費者や、要求どおりに金銭を支払わない消費者に対し、手続を継続、つまり金銭を支払わなければ罰則を科せられるなどといった、消費者を威迫するメッセージを送信していました。（消費者を威迫して困惑させる行為）

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 消費者庁などの公的機関や、公的機関であるとの印象を与える名称で、過去の詐欺被害の「示談金」や「和解金」を受け取れるなどというメールなどが届いたときは、身に覚えのない場合はもちろん、実際に被害に遭ったことがある場合でも、**連絡しないようにしましょう。**

まずは、「188（いやや!）」（最寄りの消費生活センターなどにつながります。）に電話するか、警察（#9110）に御相談ください。

○ 本件に限らず、コンビニエンスストアなどで**電子マネーを購入させ、そのIDを聞き出す手口は、悪質事業者が消費者からお金をだまし取る際の典型的な手口です。**そのような要求を受けた場合には**絶対に応じないようにしましょう**（この手口の場合、支払ったお金を取り戻すことはできません。）。

○ 消費者庁やそのほかの行政機関が、示談金や和解金の受取などの手続に関してお金を要求したり、預かったりすることはありません。

【参考：本件に関連する消費者庁等による注意喚起情報】

発信者	件名	URL
国民生活センター	国民生活センターをかたるニセのメールや電話にご注意ください—当センターが示談金を受け取るための費用を請求することはありません!—(令和3年8月5日公表)	http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210805_4.pdf
消費者庁	「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年2月19日公表）	https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_210219_1.pdf
消費者庁	SMSを用いて未納料金为名目で金銭を支払わせようとする「日本通信株式会社をかたる架空請求」に関する注意喚起（令和元年7月31日公表）	https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_release_190731_0001.pdf

相談窓口の御案内

◆ **消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）**

電話番号 **188（いやや!）**

◆ **警察相談専用電話**

電話番号 **#9110**

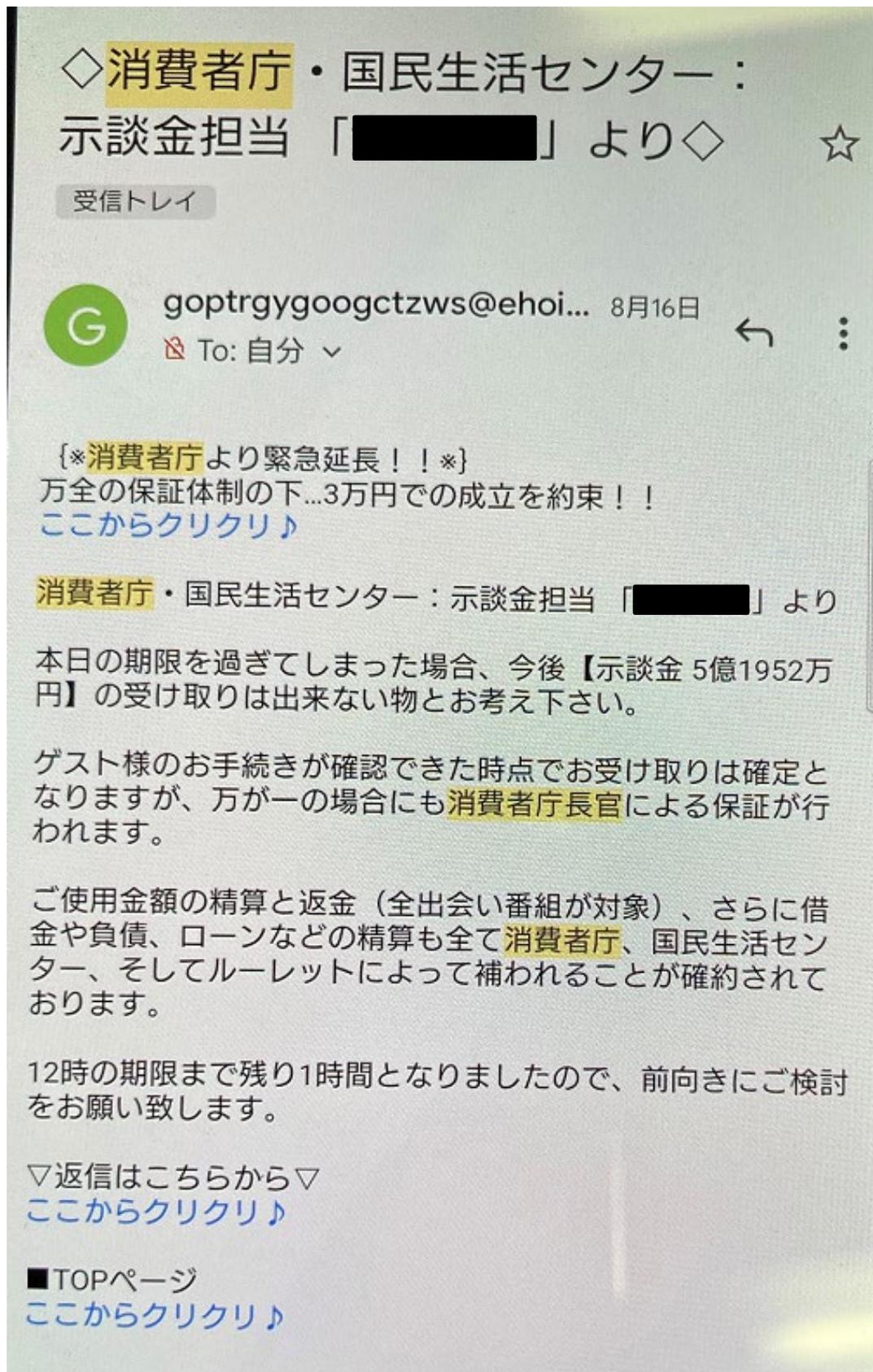
※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

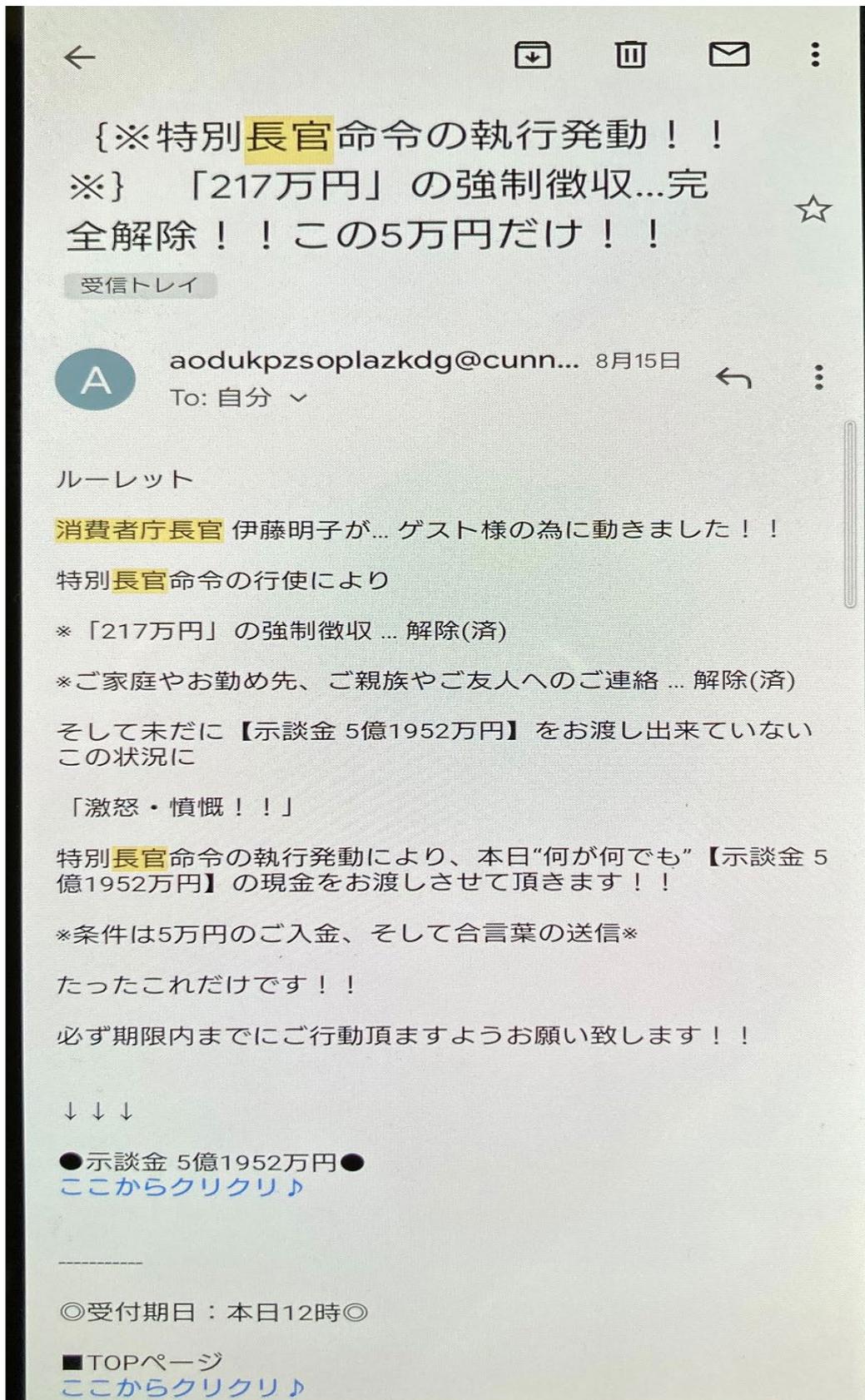
消費者庁消費者政策課財産被害対策室

TEL:03-3507-9187 FAX:03-3507-7557

最初に送られてくるメールやショートメッセージの例（抜粋）

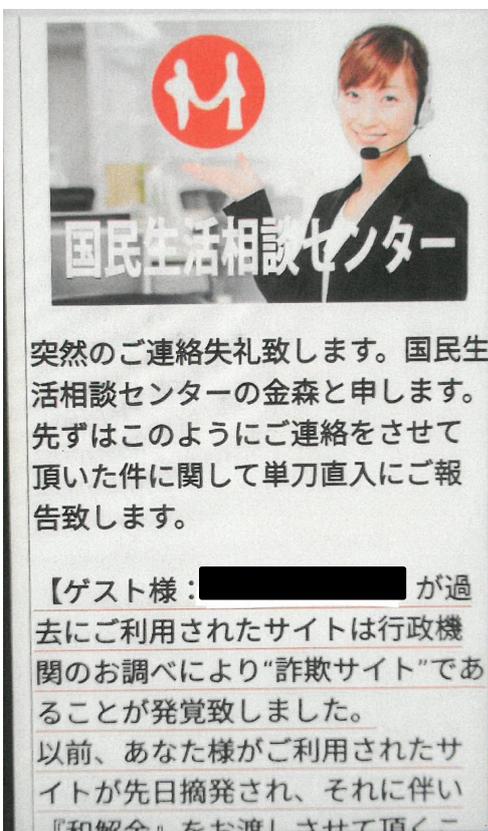
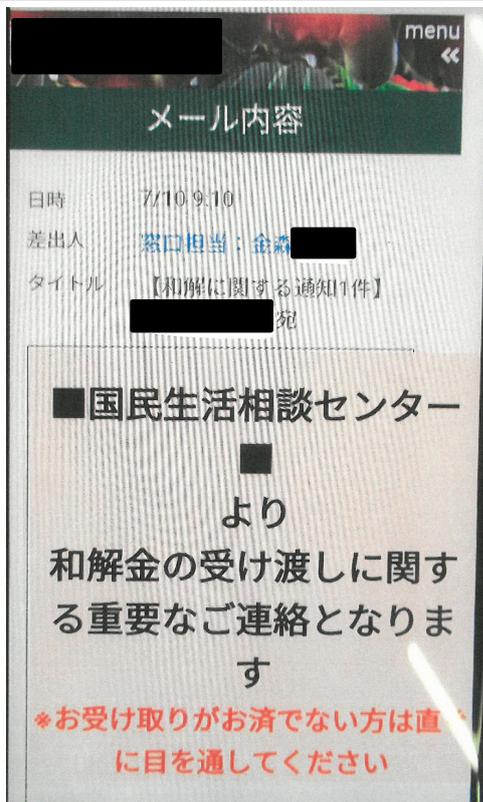


最初に送られてくるメールやショートメッセージの例（抜粋）

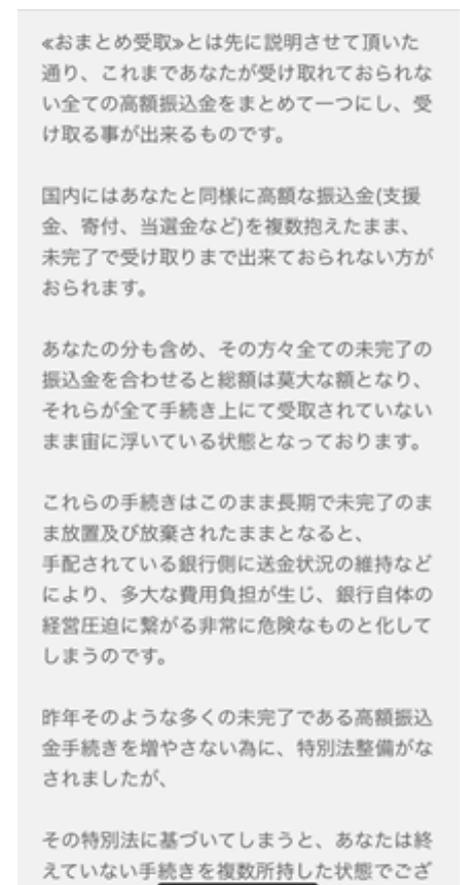
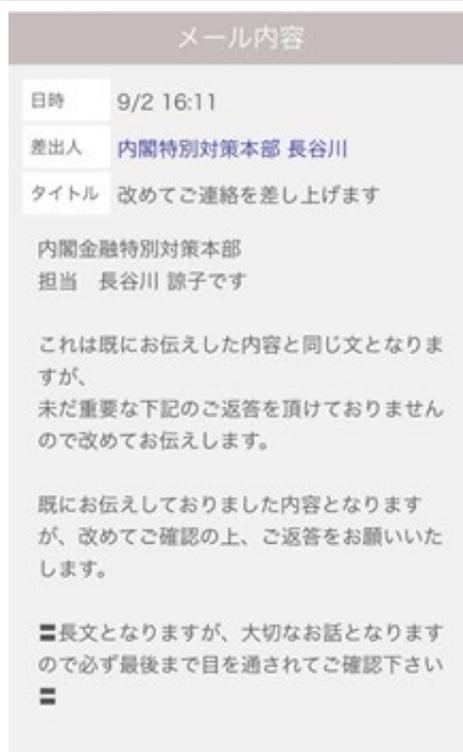


メールなどに貼られたリンク先のウェブサイトに表示されるメッセージの例（抜粋）

国民生活相談センターをかたるもの



内閣特別対策本部をかたるもの



国民生活相談センターをかたるもの

【ゲスト様 ████████ が過去にご利用されたサイトは行政機関のお調べにより“詐欺サイト”であることが発覚致しました。以前、あなた様にご利用されたサイトが先日摘発され、それに伴い『和解金』をお渡しさせて頂くことが消費者庁の規定により決まりました。

今回対象になっている**被害者様**には『和解金』として**2億7000万円**をお渡しさせて頂く運びとなっておりますので下記より速やかにお受け取り下さい。

和解金を受け取る

✓身に覚えはございませんか？

✓現在も受け取れていない支援金や当選金がある

✓芸能人の相談相手になって欲しいと突然メールが届いた

✓色々な支援団体、給付金団体、副業ご紹介等の通知が一方向的に届くようになった

✓お金がないと伝えると、脅迫のまがいのメールが届いた事がある

✓ポイント代は負担するといわれたが結局自分が支払いをした

内閣特別対策本部をかたるもの

経済状況回復の為に、莫大な額である未完了のままの振り込み手続きを放置したままとしているわけにはいかないのです。

ご理解を頂き、おまとめ受取の利用にてこれまで受け取れておられない全ての高額振込金のお受取りを完了まで終えて頂きますようお願いいたします。

■注意事項■

現在この通知を確認頂いております時点で、

支援金または寄付金、当選金といった高額振込金に関しての手続き等は【全ておまとめ受け取りにて一つにまとめられております】

当機関と受け取りまで進めて頂かなければ、他でいくら手続きをなさっても入金はありません。

受け取るにはおまとめ受取を終える他、方法はない状態です。

もし今現在、送金相手の方等とご連絡を取られている場合、本日おまとめ受取にて総額をお受け取りになるまでの間は連絡や対応を今の時点で止めて頂き、

おまとめ受取にて全て受け取り終えて頂きますようお願いいたします。

【ご自身の給与関係や国からの給付(生活給付金や生活保護等)はおまとめ受取は適用外となりますので、おまとめ受取を終えずとも問題なく受け取る事が出来ます。

以上、長文となりましたがご確認を頂きましたらおまとめ受取の開始に対して合意をお伝え頂きたく思います。合意すると記載しご返答をお願い致します。

↓返信↓

タイトル

Re:改めてご連絡を差し上げます

本文

国民生活相談センターをかたるもの

2億7000万円を受け取る

上記に付随する“詐欺サイト”で騙された方々は被害者の会を発足し、国内屈指の弁護士を通じ“詐欺サイト”の元運営者様と示談交渉を行われたようです。

その結果、消費者庁の権限により被害に合われた方に示談金として、サイト内でご利用された金銭及び、『**和解金**』として**2億7000万円**の払い戻しが確約されたことを改めてご報告致します。現在“詐欺サイト”の元運営者様は被害者の会により集団訴訟を受けております。

元運営者様は自身の弁護士を通じ、この件を穏便にすませたいと語っていたようで、双方の弁護士、

元運営者様は自身の弁護士を通じ、この件を穏便にすませたいと語っていたようで、双方の弁護士、国民生活相談センター、消費者庁の4者協議を重ね、被害にあわれた方々に『**和解金**』として**2億7000万円**をお渡しする事で今回の訴訟を取り下げる規約が締結されました。

同時に、全ての被害者様に『**和解金**』2億7000万円のお渡し完了した時点で訴訟取り下げ申請を提出し、本件を表沙汰にしないという取り決めがなされました。

※お受け取りはお早めに！

可能な限り早急なご対応をお願いします

内閣特別対策本部をかたるもの

タイトル
Re:改めてご連絡を差し上げます

本文

メールを送信する

●相手に送る写真を登録する●

トップへ戻る

トップ画面へ |

お問い合わせ |

利用規約 |

プライバシーポリシー |

特定商取引法 |